

協議

京田辺市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について

京田辺市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（案）について、協議する。

令和5年10月27日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘 高

（協議理由）

本件は、令和6年4月から中学校給食を開始するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定により、京田辺市学校給食センターの設置について、条例に定める必要があるため、令和5年第4回京田辺市議会定例会に提案する表記条例の制定について、協議するものである。

京田辺市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（案）

（設置）

第1条 京田辺市立中学校において学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食を実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、京田辺市学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

（名称及び設置場所）

第2条 給食センターの名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名称	設置場所
京田辺市学校給食センター	京田辺市草内禅定寺1番地1

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

京田辺市教育委員会規則第 号

京田辺市学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、京田辺市学校給食センターの設置及び管理に関する条例（令和5年京田辺市条例第 号）第3条の規定に基づき、京田辺市学校給食センター（以下「給食センター」という。）の運営及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象校）

第2条 給食センターにより学校給食を実施する対象校は、京田辺市立中学校とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

（業務）

第3条 給食センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- （1） 栄養管理及び衛生管理に関すること。
- （2） 調理及び配送に関すること。
- （3） 施設の維持管理に関すること。
- （4） その他給食センターの運営及び管理に関すること。

（職員）

第4条 給食センターに、所長その他必要な職員を置く。

- 2 所長は、上司の命を受け給食センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

協議

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例の制定について

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例（案）について、協議する。

令和5年10月27日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（協議理由）

本件は、令和6年4月から中学校給食を開始するにあたり、学校給食法第11条第2項の規定により、生徒保護者等から徴収する中学校給食費に関する必要な事項について、条例に定める必要があるため、令和5年第4回京田辺市議会定例会に提案する表記条例の制定について、協議するものである。

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、京田辺市立中学校において学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）の規定に基づき実施する学校給食に係る学校給食費の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- （2） 学校給食費負担者 学校給食を受ける生徒の保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者をいう。）、教職員その他学校給食を受ける者をいう。

（学校給食費の徴収及び額）

第3条 市長は、学校給食費負担者から、学校給食費を徴収する。

2 学校給食費の額は、規則で定める。

（学校給食費の納付）

第4条 学校給食費負担者は、規則で定める日（以下「納付期限」という。）までに学校給食費を納付しなければならない。

（学校給食費の減免）

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減免することができる。

（督促）

第6条 市長は、学校給食費負担者が納付期限までに学校給食費を納付しないときは、納期限を定めてこれを督促しなければならない。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、京田辺市学校給食費の徴収に関する条例（令和5年京田辺市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（学校給食の申込み）

第3条 学校給食費負担者（保護者等及び教職員に限る。以下同じ。）は、京田辺市中学校給食申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 学校給食費負担者は、申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに学校給食申込事項変更届（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、保護者等を変更する場合は、前項の規定によるものとする。

3 申込書が提出されていない生徒が学校給食を受けたときは、当該生徒の学齢簿に記載された保護者等から申込書の提出があったものとみなす。

（学校給食費の額）

第4条 条例第3条第2項の規定による学校給食費の額は、1人1日当たり340円とする。

（学校給食費の納付）

第5条 学校給食費負担者は、別表に定める期別の区分に応じた納付額（以下「期別納付額」という。）を納付期限までに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 納付期限が、京田辺市の休日を定める条例（平成2年京田辺市条例第22号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(学校給食費の納付方法)

第6条 学校給食費負担者は、期別納付額を口座振替の方法により納付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、市長が別に指定する方法により納付することができる。

(学校給食費の減額)

第7条 市長は、学校給食を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付額を減額することができる。

- (1) 傷病、入院その他やむを得ない理由により、学校給食を実施する日において連続して5日を超えて学校給食を受けることができないとき。
- (2) 転出等により、年度途中で学校給食を受けることができなくなったとき。
- (3) 食材に関して特別の配慮が必要であると認められるとき。
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により納付額を減額するときは、別表に定める期別のうち、その納付期限が最も遅いものに係る期別納付額から順次に減額するものとする。ただし、前項第3号又は第4号により減額するときは、この限りでない。

(学校給食費の還付及び充当)

第8条 市長は、学校給食費負担者から納付された期別納付額に過納又は誤納があるときは、当該過納又は誤納の額（以下「過誤納金」という。）を当該学校給食費負担者に還付するものとする。ただし、当該学校給食費負担者の期別納付額に滞納があるときは、当該過誤納金を当該滞納額に充当することができる。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、当該学校給食費負担者に通知するものとする。

(督促)

第9条 市長は、条例第6条の規定による督促をするときは、納付期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

2 前項の規定による督促に係る納期限は、督促状を発する日から起算して1

5日以上を経過した日とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表 (第5条、第7条関係)

期別	期別納付額	納付期限
5月期	6,800円	5月末日
6月期	6,800円	6月末日
7月期	6,800円	7月末日
8月期	6,800円	8月末日
9月期	6,800円	9月末日
10月期	6,800円	10月末日
11月期	6,800円	11月末日
12月期	6,800円	12月末日
1月期	6,800円	1月末日
2月期	学校給食費の額に1の年度において実施する学校給食の日数を乗じて得た額から、5月期から1月期までの期別納付額の合計を減じて得た額とする。	2月末日

別記

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

京田辺市中学校給食申込書

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり学校給食を申し込みます。

記

学校給食費負担者 (保護者等、教職員)	フリガナ		学校給食を受ける者からの続柄	
	氏名			
	住所	(〒 -)		
	電話番号	(自宅)	(携帯電話)	
	電子メールアドレス			
学校給食を受ける生徒 (教職員)	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	学校名等	市立 中学校	<input type="checkbox"/> 新1年生	年 組
	住所	※学校給食費負担者と住所が異なる場合のみ記入してください。 (〒 -)		

(特記事項)

- 1 本申込書は、学校給食を受ける生徒（教職員）1人につき1枚を提出してください。
- 2 本申込書は、京田辺市立中学校に在学（在籍）する期間は有効となります。なお、申込事項に変更が生じた場合は、学校給食申込事項変更届を提出してください。ただし、保護者等を変更する場合は、改めて本申込書の提出が必要です。
- 3 期別納付額に過誤納金が生じたときは、口座振替の指定口座に還付します。期別納付額を滞納したときは、法定利率による遅延損害金が発生する場合があります。また、支払督促等を裁判所に申立てする場合があります。
- 4 食物アレルギー等により食材に関して特別な配慮を要し、学校給食の全部又は一部を受けることができないときは、在籍する学校長に相談してください。

年 月 日

（あて先）京田辺市長

学校給食申込事項変更届

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、学校給食の申込事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

学校給食費負担者 (保護者等、教職員)	フリガナ		
	氏 名		
	住 所	(〒 —)	
	電話番号	(自宅)	(携帯電話)
	電子メールアドレス		
学校給食を受ける生徒 (教職員)	学 校 名	市立	学校 年 組
	フリガナ		
	氏 名		
変更事項 (該当する内容を 記入ください。)		変 更 前	変 更 後
	住 所		
	学校名等	市立 年 組 学校	市立 年 組 学校
	フリガナ		
	氏 名		
	そ の 他		

(特記事項)

- 1 本変更届は、学校給食を受ける生徒（教職員）1人につき1枚を提出してください。
- 2 保護者等を変更する場合は、京田辺市中学校給食申込書の提出が必要です。